

2023年6月23日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目4番2号

**丸紅株式会社**

代表取締役社長 柿木真澄

## 第99回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、本日開催の当社第99回定時株主総会において、目的事項について下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
- 第99期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
  - 第99期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり変更することにつき、承認可決されました。変更内容につきましては、以下に記載のとおりであります。

変更前・変更後定款対照表

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
第2条（目的） 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条（目的） (現行の通り)
1. } (省略)	1. } (現行の通り)
6.	6.

変更前	変更後
<p>7. 建設・<u>建築工事</u>の設計、監理及び請負業</p> <p>8. } (省略)</p> <p>14.</p> <p>15. スポーツ・娯楽・観光・宿泊・医療・介護の各施設の経営及び旅行業、飲食店業</p> <p>16. } (省略)</p> <p>30.</p>	<p>7. 建設・<u>建築</u>・<u>土木工事</u>の請負、施工、設計及び監理</p> <p>8. } (現行の通り)</p> <p>14.</p> <p>15. スポーツ・娯楽・観光・宿泊・医療・<u>介護</u>・<u>芸術</u>の各施設の経営及び旅行業、飲食店業</p> <p>16. } (現行の通り)</p> <p>30.</p>
<p>第22条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第22条（取締役の責任免除） (現行の通り)</p> <p>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第28条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第28条（監査役の責任免除） (現行の通り)</p> <p>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

## 第2号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案のとおり國分文也、柿木真澄、寺川 彰、古谷孝之、高橋恭平、翁百合、木寺昌人、石塚茂樹及び安藤久佳の9氏が再選され重任し、新たに波多野睦子氏が選任され、就任いたしました。

なお、高橋恭平、翁 百合、木寺昌人、石塚茂樹、安藤久佳及び波多野睦子の6氏は、社外取締役であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり新たに安藤孝夫氏が選任され、就任いたしました。

## 第4号議案 取締役の報酬改定の件

本件は、原案のとおり、取締役の報酬等の上限額を①月額報酬について年額650百万円以内（うち社外取締役は年額150百万円以内）、②短期インセンティブ報酬について年額700百万円以内（対象者は社外取締役及び取締役会長を除く取締役）、③譲渡制限付株式について譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額は年額200百万円以内（発行又は処分される株式数の上限は年450,000株以内。また、対象者は社外取締役を除く取締役。）、④TSR連動型譲渡制限付株式についてTSR連動型譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額は年額850百万円以内（発行又は処分される株式数の上限は各評価期間において650,000株以内。また、対象者は社外取締役を除く取締役。）と定めること及び現行の時価総額条件型譲渡制限付株式をTSR連動型譲渡制限付株式に改定することにつき、承認可決されました。

## 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

本件は、原案のとおり監査役の報酬額を年額170百万円以内とすることにつき、承認可決されました。

以 上

-----  
なお、本総会終了後開催の取締役会において、下記のとおり代表取締役及び役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

**記**

取締役会長 國分文也

代表取締役 柿木真澄

代表取締役 寺川 彰

代表取締役 古谷孝之

以 上

## 第99期期末配当金のお支払いについて

当社が定款の規定により2023年5月12日開催の取締役会で期末配当金を1株につき40円50銭とし、効力発生日（支払開始日）を2023年6月5日とすることを決議いたしましたことにつきましては、2023年6月2日付にてお送りしました「期末配当に関するお知らせ」と題する書面にてご案内しておりますが、当該期末配当金のお支払につきましては、当該書面にも記載のとおり、下記の取扱いとなっておりますので、改めてご確認願います。

### 記

銀行預金またはゆうちょ銀行貯金口座への振込をご指定の方は、上記書面に同封の「第99期期末配当金計算書」及び「お振込先について」の内容をご確認願います。

株式数比例配分方式をご指定の方は、上記書面に同封の「第99期期末配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」の内容をご確認願います。

上記以外の方は、上記書面に同封の「第99期期末配当金領収証」により2023年6月5日（月曜日）から2023年7月14日（金曜日）までの間に、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局で配当金をお受け取り願います。

以 上

## 株主総会インターネット配信等のお知らせ

### 1. 株主総会（録画）のインターネット配信

本日まで来場またはライブ配信をご視聴いただけなかった株主のみなさまにも本総会の一部の様をご覧いただけるよう、下記のとおりインターネットにて録画を配信いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、株主様のプライバシーに配慮いたしまして、株主席の撮影はいたしておりません。

#### 記

**配信内容** 報告事項の終了までの部分  
**配信開始予定日** 2023年6月26日（月曜日）  
**接続先アドレス** <https://www.marubeni.com/jp/ir/stock/meeting/>

インターネット配信は、パソコン、スマートフォン及びタブレット端末において視聴が可能です。

（ご利用環境の詳細は当社ホームページのご案内をご覧ください。）

ご使用のパソコン等の環境（機種、性能等）やインターネット接続の回線状況により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 2. 決算公告について

当社は、有価証券報告書を提出しているため、会社法第440条第4項の規定により、決算公告を行う義務を免除されております。当社の有価証券報告書は、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）及び当社ホームページに掲載されておりますので、下記のアドレスにてご覧いただけます。

#### 記

**EDINET 接続先アドレス** <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>  
**当社ホームページ 接続先アドレス** [https://www.marubeni.com/jp/ir/reports/security\\_reports/](https://www.marubeni.com/jp/ir/reports/security_reports/)

以上